

# 道路空間の占用許可基準を定める要綱

## 1. 趣 旨

この要綱は、地域の活性化や賑わいの創出に寄与する道路空間を活用した地域活動の取組みに対し、道路管理者として弾力的な取扱いを行うための道路占用許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(参考)「道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン」

平成17年3月国土交通省道路局作成

平成28年3月改定

## 2. 許可基準

### (1) 道路占用許可申請をすることができる団体

- ・地方公共団体及び地域住民団体等の参加がある協議会等の団体
- ・地方公共団体の支援等を受けた団体

### (2) 対象路線

対象路線は下記の4ヵ所に限定する。(別図参照)

川西能勢口駅北側デッキ

川西能勢口駅南側デッキ

川西市役所西側ポケットパーク

藤ノ木さんかく広場南側

### (3) 許可条件

1. 道路上の占用については十分な歩行空間(交通量が多い場所にあっては3.5m以上、その他の場所にあっては2m以上)を確保すること。
2. 近隣施設管理者等へ説明及び苦情対応を行うこと。
3. 川西警察・自治会・地域住民と十分調整し、トラブルのないように実施すること。
4. 歩行者の安全確保に十分留意すること。
5. イベント終了後は、道路清掃活を行い、原状回復を行うこと。
6. イベント期間中は、机等の設置物を毎日撤去すること。
7. 事前に占用することを看板等により十分周知すること。
8. イベント内容によって必要な法的手続きを関係機関へ行うこと。
9. その他イベントに関する一切の責任を負うこと。

### 3 . 申請手続き

#### ( 1 ) 提出書類

道路占用許可申請書

道路占用料減免申請書

位置図、平面図、配置図

イベントの実施要領又は事業計画書

申請者の組織構成の分かる書類

地方公共団体及び地方公共団体準ずる団体からの後援名義許可書又は同団体が支援していることが明確になる書類。

その他、道路管理者が指示する書類。

#### ( 2 ) 提出先

土木部道路管理課

### 4 . その他

道路占用料については、占用料減免申請書の提出により免除すものとする。

#### 付 則

この基準は、令和元年9月27日より適用する。